ポスト

令和７年９月30日
金融庁

# 「貸金業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の公布について

「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和５年法律第53号）の一部の施行に伴い、「貸金業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」について別紙のとおり制定し、所要の規定の整理を行いました。

本件は行政手続法第39条第４項第８号で定める他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理に該当することから、同法に定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施しておりません。

なお、本件は本日公布されており、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」附則第２号に掲げる規定の施行の日（令和７年10月１日）から施行されます。

（別紙）貸金業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

## 問合せ先

- **電話受付**
  **受付時間：平日10時00分～17時00分**
  **電話番号：０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１１）**
- **ウェブサイト受付**

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

## 所管

**企画市場局総務課信用制度参事官室（庁内用3558、3537）**

相談・手続・採用情報
- 各種窓口のご案内
  - 金融サービス利用者相談室
  - 金融行政モニター
- 情報公開等
- パブリックコメント
- 申請・届出・照会
  - オンライン行政手続
- 入札公告等
- 採用情報

新着情報配信サービス
金融庁ソーシャルメディアアカウント
関連リンク
SESC 証券取引等監視委員会
CPAAOB 公認会計士・監査審査会
EXPO 2025 首相官邸 大阪・関西万博 特設ページ

▲ページの先頭に戻る

利用規約・免責事項/著作権 | プライバシーポリシー | ウェブアクセシビリティ | アクセス | 御意見・問い合わせ |
各種情報検索サービス（EDINET等） | 関連リンク

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government （法人番号6000012010023）

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3－2－1 中央合同庁舎第７号館
電話番号：03-3506-6000